平成２２年（フ）第９８６６号
大阪府八尾市明美町２丁目２番３号
債務者　伊藤　和貫
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９２７号
大阪市東住吉区田辺６丁目１番14号　セレクトスクエア202号
債務者　平野　元重
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６３号
大阪府豊中市原田中１丁目16番35号
債務者　竹ヶ鼻正治
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２号
大阪府池田市石橋２丁目９番２―301号、住民票上の住所大阪府箕面市瀬川２丁目５番15―302号
債務者　西田由記子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８９号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目５番25―206号
債務者　清原　泰史
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３９号
大阪市中央区高津２丁目２番12号　高津ヴィラ３Ｆ21号
債務者　澤登　朱美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４９号
大阪市旭区森小路１丁目５番17号　金子マンション403号
債務者　越智　泰順
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２号
大阪府寝屋川市池田本町20番34号
債務者　水田　裕高
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１２号
大阪府寝屋川市黒原旭町９番10号
債務者　松浦大志郎
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１５号
大阪市東淀川区小松３丁目１番２―901号
債務者　日比野八重子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５７号
大阪府枚方市片鉾東町19番５号
債務者　和泉　　大
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６３号
大阪市大正区南恩加島５丁目２番24号広瀬ハイツ３－Ａ
債務者　神村キヨ子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７６号
大阪府枚方市中宮北町２番３―706号
債務者　酒井　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１４号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目16番５―412号
債務者　横山　晃子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６号
大阪市生野区巽南３丁目18番28―309号
債務者　大原裕美子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２２号
大阪市平野区瓜破東１丁目６番２―206号
債務者　藤元　　浩
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７号
大阪府八尾市恩智南町１丁目36番地
債務者　上村　直子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部